

地域	エクアドル共和国
日付	2022年7月
法律事務所	Pérez Bustamante & Ponce
役職名、氏名	Francisco Pérez-Gangotena (パートナー) Hugo López-Jijón (アソシエイト) Norela Malo-Villagómez (アソシエイト)
連絡先	<a href="mailto:fperez@pbplaw.com">fperez@pbplaw.com</a> , <a href="mailto:hlopez@pbplaw.com">hlopez@pbplaw.com</a> , <a href="mailto:nmalo@pbplaw.com">nmalo@pbplaw.com</a>

## 質問事項

### I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

エクアドル憲法は、個人情報の保護とプライバシーに関する一般的な法規です。保護が保障されているのは、自然人の個人データのみです。エクアドルでは、企業や団体の「個人」情報は保護されません。

憲法による保護に加えて、個人データの保護に関する基本法 (*Ley Orgánica de Protección de Datos Personales*、スペイン語) が、2021年5月21日に成立しました。同法は、官報公告により、2021年5月26日から施行されています。

この法律は、我々が現在置かれているデジタルエコノミーを正しく規制するための重要な第一歩であり、個人データの処理に関する原則、データ主体の権利、当事者の義務、個人データの収集と利用に適用される制限を定めています。

エクアドルは、この分野における先進的な規制を導入している国のリストに加わり、欧州の規制に沿った適切な保護基準を提供しています。この法律は、2年間の猶予期間を定めており、2023年5月以降にのみ罰則が課されることに留意することが重要です。

エクアドルの現在の法的状況:

大統領府長官が、個人データの保護に関する基本法を補完する2つ目の規則を審議・検討していますが、当該規則はまだ承認されていません。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

前述したように、憲法と個人データの保護に関する基本法の両方が、公的分野と民間分野の個人情報を規制することになります。公的機関もまた、この法律の義務に従わなければならないかもしれません。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として**個別の(特定の)分野に適用のある**個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

エクアドルの法律には、特定の分野や条件下での個人情報の利用について義務付けるさまざまな規定があります。以下、その概要を紹介します。

### 1. エクアドル共和国憲法

第 92 条において、何人も、自己又は自己の財産に関して、公的機関または民間企業に物理的又は電子的形式により記録された文書、遺伝子情報、個人データバンク又はファイル及びレポートの存否を知り、アクセスする権利を有しています。

また、データ主体は、個人データの利用状況、利用目的、個人情報の取得元及び提供先、ファイル又はデータベースの有効期限を知る権利を有します。個人データバンク又はファイルの責任者は、データ主体又は法律の許可がある場合に、当該情報を公開することができます。データ主体は、データ管理者に対して、ファイルへの自由なアクセス、データの更新、修正、削除又は消去を要求することができます。センシティブデータである場合は、当該ファイルについて法律又はデータ主体の許可が必要であり、必要なセキュリティ措置が採用されなければならないと見なされます。要求を満たしていない場合、データ主体は裁判官に申立てを行い、発生した損害の賠償を請求することができます。人身保護データ憲法訴訟は、エクアドルにおいて迅速かつ容易に利用できる救済措置です。エクアドルのすべての第一審裁判官は、当該訴訟について憲法上の権限を有する裁判官であるとみなされます。

### 2. 刑法

エクアドルの刑法では、第 178 条において、コンピュータ媒体若しくは私的通信に含まれ、又は手段を問わず第三者から預かった個人データ、データメッセージ、音声、オーディオ及びビデオに対する、アクセス、傍受、検証、保存、記録、複製、流布、公開することについての同意又は法的な許可なしに行われたプライバシー侵害は、1 年以上 3 年以下の懲役に処すと定めています。さらに、第 179 条において、一般的な情報の守秘義務違反について定めています。

第 476 条は、捜査の目的に関連する証拠があり、その措置が適切、必要、かつ比例的である場合には、検察官の立証された請求により、裁判官が一定の規則に従って通信又はコンピュータデータの傍受を命じると定めています。

第 310 条は、財務情報の開示について規制しており、国家にとって好ましくない経済状況が発生させる、財務管理機関が機密と宣言した財務情報を開示した場合、違法とみなされます。罰則は 3 年以上 5 年以下の懲役刑です。

最後に、第 229 条では、自己又は第三者の利益のために、ファイル、アーカイブ、データベース又はその他の媒体に記録された情報を、電子的、コンピュータ、テレマティクス又は電気通信を通じて、秘密、個人及び公衆のプライバシーを自発的かつ意図的に侵害した者は、1 年以上 3 年以下の懲役刑に処すと定めています。公務員、銀行の従業員又は金融仲介や請負を行う社会的連帯経済機関が犯した場合、3 以上 5 年以下の懲役刑に処されます。

### 3. 会社法

第 458 条：会社証券監督機関は、その監督下にある会社が行う国家公共データ登録システムのクレジットレジストリへの情報提供の方針及び方法を制定します。

会社証券監督機関の監督下にある会社は、国家公共データ登録システムのクレジットレジストリにのみ、信用履歴に関連する情報の記録データを提供します。この情報を、本法律で定められた機関以外の機関に提供することは禁じられています。

### 4. 電気通信法

第 22 条：契約者、顧客、利用者の権利

契約サービスプロバイダーが発行する固定電話サービスの電子版契約者ガイドを、毎年、無料で、電子的に受信すること。すべての契約者は、当該ディレクトリに掲載される権利、及び契約者のコンテンツに関する無料の国家情報サービスを受ける権利を有します。同様に、契約者は、当該ガイドから自己の個人データを無料で削除する権利を有します。

第 23 条：契約者、顧客、利用者の義務

回線または電話番号に関連する個人識別データの提供などの登録義務または身

元確認記録義務を、これに関して発行された規則に従って遵守する必要があります。

#### 第 77 条: 傍受

傍受は、犯罪捜査の範囲で、又は国家の公共の安全のために、権限のある裁判官からの明示的な命令がある場合にのみ、法律の定めに従い適正な手続のもとで実施することができます。法的傍受の場合、サービスプロバイダーは、傍受命令で要求されたすべての情報(通信に含まれる関係者の個人情報を含む。)、必要な技術情報、及び法的傍受の対象となった通信にセキュリティ対策が施されていた場合における解凍、解読又は復号の方法を提供しなければなりません。法的傍受命令の結果として取得された通信内容及び個人データは、現行の法制度によって確立された機密保持プロトコル及び規則に従って取り扱われます。

I の(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合は IV に進みます。

## II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

i. I で言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: [エクアドル共和国憲法](#)

① 「個人情報」の定義	具体的な定義はありません。
② 法の適用範囲	憲法は、エクアドルにおける最高位の規範であるため、民間部門と公共部門だけでなく、エクアドルの全住民に適用されます。この憲法は、自由権としての個人の個人情報保護に関する一般的な規則を定めています。
③ 地理的範囲	エクアドル領土内に適用されます。
④ URL	<a href="https://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_ecu_const.pdf">https://www.oas.org/juridico/pdfs/mesicic4_ecu_const.pdf</a>
⑤ 施行日	2008 年 10 月 20 日

名称: [個人データの保護に関する基本法 \(Ley Orgánica de Protección de Datos Personales, スペイン語\)](#)

① 「個人情報」の定義	直接又は間接的に自然人を識別し、又は識別しうるデータ
② 法の適用範囲	自動化されているか否かを問わず、あらゆる形式の個人データに適用されます。  次のデータには、本法律は適用されません。 - 家族または家庭内活動の遂行に利用されるデータ、故人のデータ、匿名化されたデータ、報道活動に使用されるデータ等 - 自然災害のリスク管理、国家の防衛および安全保障に関する、法律と同等かこれを上回る個別の規制において処理が規制されている個人データ

	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 管轄の国家機関がその法的機能を果たすために行う、刑事犯罪の予防、捜査、探知、起訴、若しくは刑事罰の執行のために確立されたデータ又はデータベース</li> <li>- 法人を識別し、又は識別しうるデータ</li> </ul>
③ 地理的範囲	<p>エクアドルが批准した条約に定められた規制を妨げる場合を除き、本法は以下の場合に適用されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内のいずれかの地域で個人データが処理される場合</li> <li>2. 個人情報の管理者又は処理者が、国内のいずれかの地域に所在する場合</li> <li>3. エクアドルに居住するデータ主体の個人データの処理が、エクアドルに所在していない管理者又は処理者によって行われ、その処理活動が以下に関連する場合。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 支払いが要求されるかどうかにかかわらず、当該データ主体に商品又はサービスを提供すること</li> <li>(2) 当該データ主体の行動がエクアドルで行われる限りにおいて、当該データ主体の行動を監視すること</li> </ol> </li> <li>4. 契約又は国際法の現行規定により、国内領土に所在しない管理者又は処理者による個人データの処理に国内の法律が適用される場合</li> </ol>
④ URL	<a href="https://www.telecomunicaciones.gob.ec/wp-content/uploads/2021/06/Ley-Organica-de-Datos-Personales.pdf">https://www.telecomunicaciones.gob.ec/wp-content/uploads/2021/06/Ley-Organica-de-Datos-Personales.pdf</a>
⑤ 施行日	2008年5月26日

名称: **刑法**

① 「個人情報」の定義	定義はありません。
② 法の適用範囲	刑法は、あらゆる犯罪行為に対する刑事手続と制裁の適用を規定しており、個人情報はプライバシーの要素として含まれ、不正な流出から保護されています。犯罪行為には懲役刑が科せられます。
③ 地理的範囲	エクアドル国内で適用されます。
④ URL	<a href="https://www.defensa.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2021/03/COIP_act_feb-2021.pdf">https://www.defensa.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2021/03/COIP_act_feb-2021.pdf</a>
⑤ 施行日	2014年2月3日

名称: **会社法**

① 「個人情報」の定義	定義はありません。
② 法の適用範囲	会社証券監督局の監督下にある会社は、国家公共データ登録システムの信用登録機関にのみ、信用履歴に関

	する情報の記録データを提供します。この法律は、主に監督官庁によって規制されている民間企業に適用され、信用情報の処理に関する特定の規制を設けています。
③ 地理的範囲	エクアドル国内で適用されます。
④ URL	<a href="https://portal.compraspublicas.gob.ec">https://portal.compraspublicas.gob.ec</a>
⑤ 施行日	2020年12月10日(最終改正)

名称: **電気通信法**

① 「個人情報」の定義	定義はありません。
② 法の適用範囲	電気通信法は、エクアドル憲法により戦略的部門として規制されている電気通信部門において、サービスや商品を提供する民間企業や公的企業に適用されます。同法は、サービスを通じて収集された個人情報の保護に関する規定を含め、契約者、顧客、利用者の権利を定めています。
③ 地理的範囲	エクアドル国内で適用されます。
④ URL	<a href="https://www.telecomunicaciones.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2016/05/Ley-Org%C3%A1nica-de-Telecomunicaciones.pdf">https://www.telecomunicaciones.gob.ec/wp-content/uploads/downloads/2016/05/Ley-Org%C3%A1nica-de-Telecomunicaciones.pdf</a>
⑤ 施行日	2015年2月2日

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

詳細な説明は上記のとおりです。

### III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheprivacyandtransborderflowsofpersonaldata.htm>

以下、エクアドルのデータ保護法第 10 条で定められているプライバシー原則の詳細を記載します。

a) **適法性**

個人データは、憲法、条約、本法及び本規則その他の適用される規則、判例法が定める原則、権利及び義務を厳密に遵守して処理されなければなりません。

b) **公正性**

個人データの処理は、公正でなければなりません。したがって、データ主体にとって、自己に関する個人データが収集され、処理されていることが明らかでなければなりません。



c) **透明性**

個人データの処理は透明でなければなりません。したがって、処理に関するあらゆる情報又はコミュニケーションは、容易にアクセスでき、理解できるものでなければならず、また明確かつ平易な表現を用いなければなりません。

d) **目的**

個人データの処理の目的が特定され、データ主体に伝えられなければなりません。個人データは、収集された目的以外の目的のために処理することはできません。

e) **個人データの関連性と最小化**

個人データは関連性のあるものでなければならず、処理の目的を達成するために厳密に必要な範囲に限定されなければなりません。

f) **処理の比例性**

個人データの処理は、データが収集された目的又は特別な種類のデータの性質に照らして、適切かつ必要なものであり、過剰なものであってはなりません。

g) **秘密保持**

個人データの処理は、適切な守秘義務と秘密保持を基礎として行われなければなりません。

h) **品質と正確性**

処理の対象となる個人データは、正確なものでなければならず、必要に応じて、その真実性が損なわれないように、適切に最新の状態に保たれなければなりません。

i) **保管**

個人データは、データ処理の目的を達成するために必要な期間を超えて保存されてはなりません。

j) **個人データの安全性**

個人データの管理者及び処理者は、適切かつ必要な全てのセキュリティ措置を講じなければなりません。

k) **実証された積極的な責任**

個人データの管理者は、個人データ保護の仕組みを構築していることを実証しなければなりません。

l) **データ主体に有利な適用**

個人データ保護に適用される法律上または契約上の規定の範囲について疑義が生じた場合、司法及び行政機関は、データ主体に最も有利な意味でその規定を解釈し適用しなければなりません。

m) **管理の独立性**

個人データ保護の権利を有効に行使するため、また権利保護のための国の義務を遵守するために必要です。

以下では、エクアドルにおける上記原則を、OECD ガイドラインが定める各原則と結びつけます。

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

上記原則: a) 適法性、b) 公正性、d) 目的、e) 個人データの関連性と最小化

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

上記原則: e) 個人データの関連性と最小化、f) 処理の比例性、h) 品質と正確性

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

上記原則: c) 透明性、b) 公正性、d) 目的

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

上記原則: c) 透明性、b) 公正性、d) 目的

さらに、処理活動は、以下の条件のいずれかを満たす場合に、正当かつ適法なものとなります。



- 1) データ主体が、1 つ又は複数の特定の目的のために個人データを処理することに同意している場合。
- 2) 法的義務に基づき、管理者によって実施される場合。
- 3) 裁判所の命令により、法の原則を遵守して管理者によって実行される場合。
- 4) 公共の利益のために実施されるタスクの遂行、又は管理者に与えられた公権力の行使のために、個人データの処理が必要である場合。その問題に適用される国際人権基準の遵守、法の原則の遵守、合法性、比例性、必要性の基準に従って、法の順位を持つ規則に基づく権限に由来する場合。
- 5) 契約締結前、又は個人データ管理者、個人データ処理者、法的に認められた第三者が追求する契約上の義務を遂行するために、情報主体の要求に応じて措置を講じる必要がある場合。
- 6) データ主体又は他の自然人の生命、健康、安全などの重大な利益を保護する必要がある場合。
- 7) 公的に利用可能なデータベースに保存されている個人データを処理する必要がある場合。
- 8) 管理者又は第三者が追求する正当な利益を満たすために必要がある場合。ただし、かかる利益が法律の規定に基づく情報主体の利益または基本的権利に優先する場合は、この限りではありません。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

*上記原則: g) 秘密保持、j) 個人データの安全性*

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

*上記原則: c) 透明性、h) 品質と正確性、k) 実証された積極的な責任*

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

- データ主体は、公正性及び透明性の原則に従って、知らされる権利を有しません。
- データ主体は、正当な理由を提示することなく、無料で、自己のすべての個人データを知り、又はアクセスする権利を有します。
- データ主体は、不正確又は不完全な個人データの訂正及び更新を管理者に要求する権利を有します。
- データ主体は、以下の場合に、管理者に自分の個人データを消去してもらう権利を有します。1) 処理が法で定められた原則を遵守していない場合、2) 処理が目的に対して必要でない、又は適切でない場合、3) 個人データが収集又は処理された目的を達成した場合、4) 個人データの保存期間が終了した場合、5) 処理が基本的権利又は個人の自由に対して影響を及ぼす場合。
- データ主体は、自己の個人データの処理に異議を唱え、又は処理を拒否する権利を有します。
- データ主体は、個人データを、その性質を維持したまま、互換性のある、最新の、構造化された、一般的に使用される、相互に利用可能な、機械で読み取り可能な形式で管理者から受け取る権利、又は他の管理者に個人情報を送信する権利を有しています。

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

*上記原則: k) 実証された積極的な責任*

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

- (a) 収集制限の原則
- (b) データ内容の原則
- (c) 目的明確化の原則
- (d) 利用制限の原則
- (e) 安全保護措置の原則
- (f) 公開の原則
- (g) 個人参加の原則
- (h) 責任の原則

*どの分野でも適用を除外するような具体的な規定はありません。*

#### IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

*捜査目的での個人データへのアクセスは、適切、必要、かつ比例の原則の下に明確に示された一定の制限の下で、権限のある裁判官によって法的命令が下された場合にのみ許可されます。これは、プライバシー権の憲法上の保護と、この点に関する憲法裁判所の判決に合致するものです。*

*裁判官は、捜査の目的に関連する兆候があり、その措置が適切、必要、かつ比例的である場合、規則に従って、検察官の立証された請求により通信又はコンピュータデータの傍受を命じます。*

個人データの保護に関する基本法の下では、データローカライゼーションに関する規制はありません。ただし、知的財産法では、国家安全保障に関連するすべてのデータ及び政府が関連性があるとみなすデータは、エクアドル国内に保存されなければならないとされています。

データローカライゼーションの適用を受ける公的機関は、ソフトウェアサービスを利用する際は、当該サービスプロバイダーが国際的なセキュリティ基準に準拠しており、また国家安全保障や戦略部門に関連するデータはすべて国内領土にあるサーバで保管しなければなりません。

戦略部門とは、憲法で定められているもので、あらゆる形態のエネルギー、電気通信、再生不可能な天然資源、炭化水素の輸送精製、生物多様性と遺伝的遺産、無線通信スペクトル、水のことを指します。

## V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

現在、エクアドルには当局がありません。監督・執行を行う管轄の規制当局又は政府当局が設立中であり、データ保護の監督機関となります。この個人データ保護機関は、公的部門と民間部門を調整し、規制する責任を負うこととなります。